

# 学校施設における防犯カメラ等の 設置及び運用に関する規則

河口湖南中学校組合教育委員会

## (目的)

第1条 この規則は、学校施設に設置する防犯カメラ等について、個人情報 の適正な取扱いを確保し、設置目的である犯罪防止や事故防止等と個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、防犯カメラ等の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規則において「防犯カメラシステム」とは、河口湖南中学校（以下、「学校」という。）の安全な管理運営および犯罪の予防を目的として設置されるカメラで、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。

## (対象カメラと撮影範囲)

第3条 この規則の対象は、学校施設に設置された防犯カメラ等で、画像表示装置と録画装置を有するもの、若しくは画像表示装置のみを有するものとし、撮影は設置目的を達成するために必要な範囲に限るものとする。

## (管理責任者)

第4条 防犯カメラシステムの適正な管理、および運用を図るため、学校に管理責任者を置き、学校長をもってこれに充てる。管理責任者は、防犯カメラシステムの管理および運用がこの規則にのっとり、常に適正に行われるよう、防犯カメラシステムに関する事務を統括する。

## (管理責任者の責務)

第5条 管理責任者の責務は、次の通りとする。

- (1) 管理責任者は、画像の漏えい、流出等の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 管理責任者は、撮影対象区域の見やすい位置に、防犯カメラ等を設置している旨、表示しなければならない。
- (3) 管理責任者は、原則として画像を公開してはならない。
- (4) 管理責任者は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (5) 管理責任者は、防犯カメラ等、画像表示装置又は録画装置の操作を行う担当者を指定し、操作担当者以外の操作を禁止するものとする。

## (画像の保存および取扱い)

第6条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保存および取扱いは、次の通りとする。

- (1) 画像の保存期間（重ね取りする場合は、上書きするまでの期間は）は、漏えい、滅失、または毀損の防止、その他の画像の安全管理のために、原則として2週間以内とする。ただし、これによりがたい事情があるときには設置目的に応じて管理責任者が保存期間を別に定めるものとする。
- (2) 画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく撮影時の状態のまま保存するものとする。
- (3) 画像を保存していた記録媒体の廃棄にあたっては、画像の消去を確実に行った上で、破碎あるいは裁断等の措置を講じるものとする。

- (4) 防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複製してはならないものとする。
- (5) 画像を記録した記録媒体は管理責任者の許可なく画像表示装置または録画装置の設置場所以外に持ち出してはならないものとする。
- (6) 保存期間を経過した画像については、漏えい防止のため、これを確実かつ速やかに消去するものとする。
- (7) 画像の閲覧は、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。
- (8) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を閲覧記録簿(様式1号)に記録し、1年間保管するものとする。
- (9) 前号の規定にかかわらず、防犯カメラシステムの保守管理等を行う委託業者がその業務の遂行のため、録画記録の閲覧が不可欠な場合に限り、当該委託業者は閲覧できるものとし、閲覧を行う際は、管理責任者が認めた職員が立ち会うとともに、閲覧記録簿に記録するものとする。

(画像の利用及び提供)

第7条 画像の利用及び提供は、次の通りとする。

- (1) 画像は、次にあげる場合を除き、設置目的範囲を超えて、利用または提供してはならない。
  - ①本人の同意があるとき、または本人に提供する場合
  - ②法令等の定めがある場合
  - ③人の生命、身体又は財産の保護をするために緊急に必要がある場合
  - ④捜査機関からの犯罪捜査の目的により文章で提出を求められた場合
- (2) 教育委員会は、防犯カメラの設置目的を達成するために刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項その他法令等の定めにより要請を受けた場合に限り、録画記録を提供できるものとする。
- (3) 画像の利用及び提供において、当該要請は文書によるものとし、録画記録の提供(様式2号)についての回答は教育委員会が行うものとする。
- (4) 前項の規定による録画記録の提供については、必要事項を提供記録簿(様式第3号)に記録するとともに、教育委員会に報告するものとする。

(苦情の処理)

第8条 管理責任者は、防犯カメラ等により撮影し、記録される画像の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(運用状況の報告)

第9条 管理責任者は、防犯カメラシステムの運用状況を教育委員会に報告するものとする。

(操作および庶務)

第10条 防犯カメラの運用に関する操作および庶務は、管理責任者が指名した操作担当者があたる。操作担当者は、教頭および生徒指導主事をもって、これに充てる。

(その他)

第11条 この規則に定めあるもののほか、防犯カメラ等により撮影し、記録される画像の取扱いについては、河川湖南中学校組合個人情報保護条例(平成18年3月28日条例第1号)の規定によるものとする。

付則

この規則は、平成29年10月12日から施行する。